

質問書

質問項目	3 参加資格要件 4 応募方法
質問内容	<p>このたびの応募要項、仕様書では</p> <p>① プレミアム付き商品券発行業務と② グルメクーポン発行業務の2業務をまとめて、委託するようになっております。</p> <p>① プレミアム付き商品券発行業務のみでも、応募可能でしょうか。①②どちらかの提案は、不可でしょうか。</p> <p>→ どちらかだけの応募は不可です。</p>

質問書

質問項目	各仕様書①② 7. 再委託の禁止
質問内容	<p>業務内容が、商品券の印刷、引換、販売、送金、コールセンター等と異なる業種での対応が想定されます。</p> <p>幹事会社が、それぞれの業種に委託する行為は再委託となりますか。</p> <p>→ 再委託となります。</p> <p>もしくは、業務全体を別な事業者に委託することを禁止しているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>→ この事業においては、業務全体の再委託は認めていません。</p>

質問書

質問項目	応募要項 4 応募方法
質問内容	<p>複数の異なる業務で幹事会社を設定する場合、参加申込書は幹事会社のものだけでよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、印刷 A 社、システム B 社、宣伝広告 C 社などに幹事会社が業務依頼する場合、各社の参加申込書は必要ないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>→ 県と直接契約を締結する社のみ参加申込書の提出が必要です。</p>

質問書

質問項目	②グルメクーポン発行業務 仕様書 3 業務の概要（2）割引クーポンの概要
質問内容	<p>利用方法の記載で 「割引した事実の確認は、レシートの控え及びクーポン使用前後の客のスマートフォンの画面の画像に行く」とあります。 これは、確定された内容でしょうか。</p> <p>利用方法の流れでアナログな手法を途中で挟むこと（レシートの回収）は、効率性を考えるとデジタルの仕組みで一貫したほうがよいとも考えますが、提案段階でお示しいただいている利用方法の一部、沿わない提案も可能でしょうか。 → 仕様書3（2）及び4（3）のとおりです。</p>

質問書

質問項目	②グルメクーポン発行業務 仕様書 3 業務の概要（2）割引クーポンの概要
質問内容	<p>利用期間の記載で 「令和2年8月上旬から…」とあります。</p> <p>離島を含む県内2,000程度の店舗を想定した場合、公募、選定、通知、マニュアル周知等を考慮した場合 厳しいスケジュールになると考えておりますが、この利用開始時期は必須でしょうか。</p> <p>→ 仕様書3（2）のとおりです。</p>

